

用途地域内の建築物の用途制限

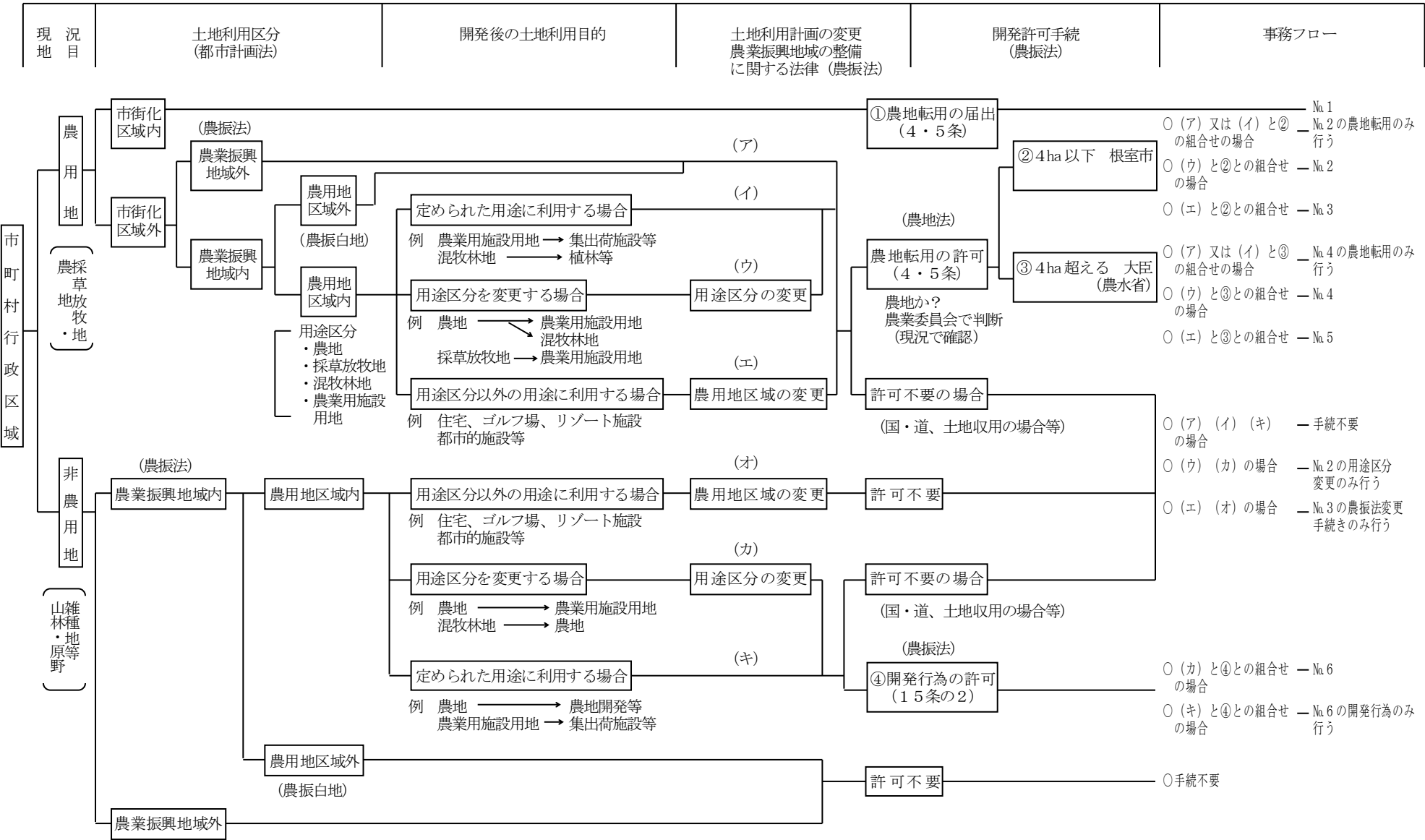
建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 □ 建てられない用途 ①、②、③、④、⑤、▲ 面積、階数等の制限あり		用 途 地 域											用 途 地 域 の 制 定 の な い 区 域	備 考
		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	①⑤	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○		○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	○	④
事務所等	店舗等の床面積が、3,000㎡を超えるもの									○	○	○		
	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○		○	○	○	○	○
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの							○	○		○	○	○	○	○
ホテル、旅館						▲	○	○		○	○	○	○	○
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等					▲	○	○		○	○	○	○	○
	カラオケボックス等						▲	▲		○	○	○	▲	▲
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲		○	○	○	▲	▲
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ							①		○	○	○		②
	キャバレー等、個室付浴場等										○	▲		○
公共施設・病院・学校等	公会堂・集会所	③	③	③	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○		○	○	○		○
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、福祉ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○
	自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○
工場・倉庫等	単独自動車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○		○	○	○	○	○
	建築物附属自動車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○
	一般用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○
	倉庫業倉庫							○	※2	○	○	○	○	○
	畜舎（15㎡を超えるもの）					▲	○	○		○	○	○	○	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自動車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○
	危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	※2	②	②	○	○	○
	危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場								※2	②	②	○	○	○
	危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場								※2			○	○	○
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場								※2			○	○	○
	自動車修理工場					①	①	②		③	③	○	○	○
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量											○	○	○

※１ 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではない。

※２ 農産物の生産、集荷、処理等又は貯蔵に供するもの（政令で定めるもの（著しい騒音を発生するもの等）を除く。）、であれば建築可能

土地の開発等に伴う農振法及び農地法上の事務手続き（フロー）

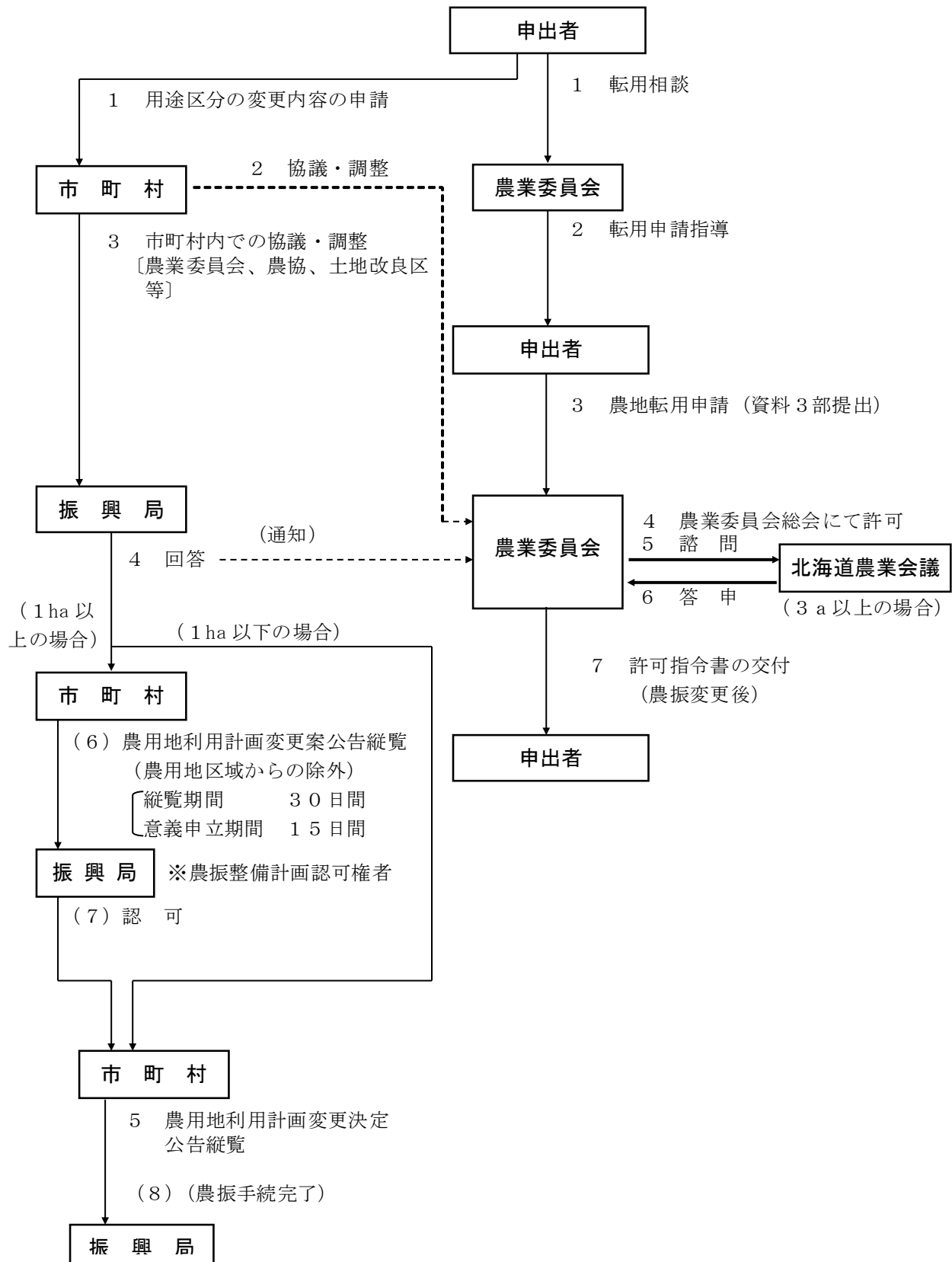
資料－２
（農林課農政担当）



No. 2 〔農用区域用途区分変更・知事許可案件〕

(農振法農用区域用途区分変更手続)

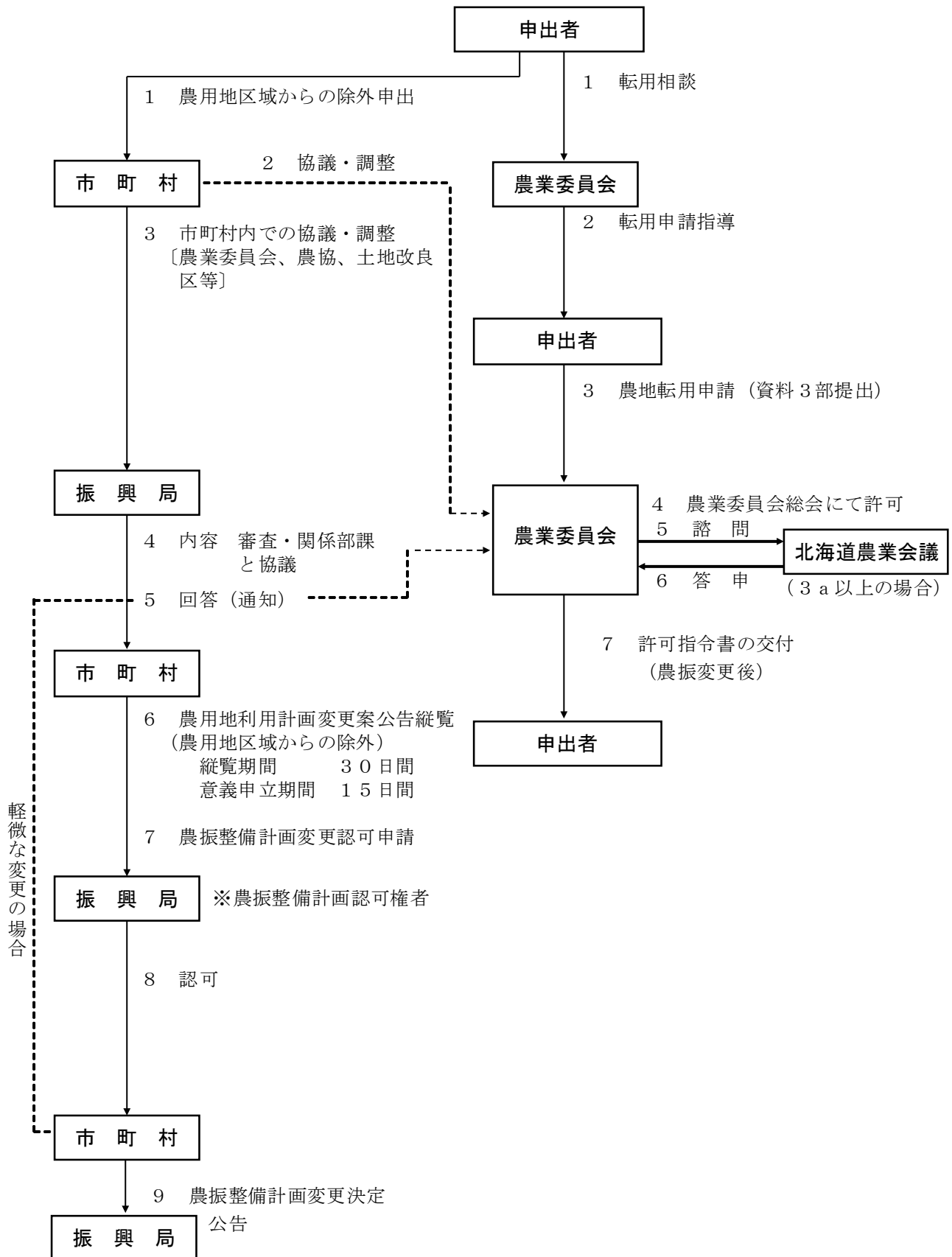
(農地法転用許可手続)



No.3 〔農用地区域除外・知事許可案件〕

(農振法変更手続)

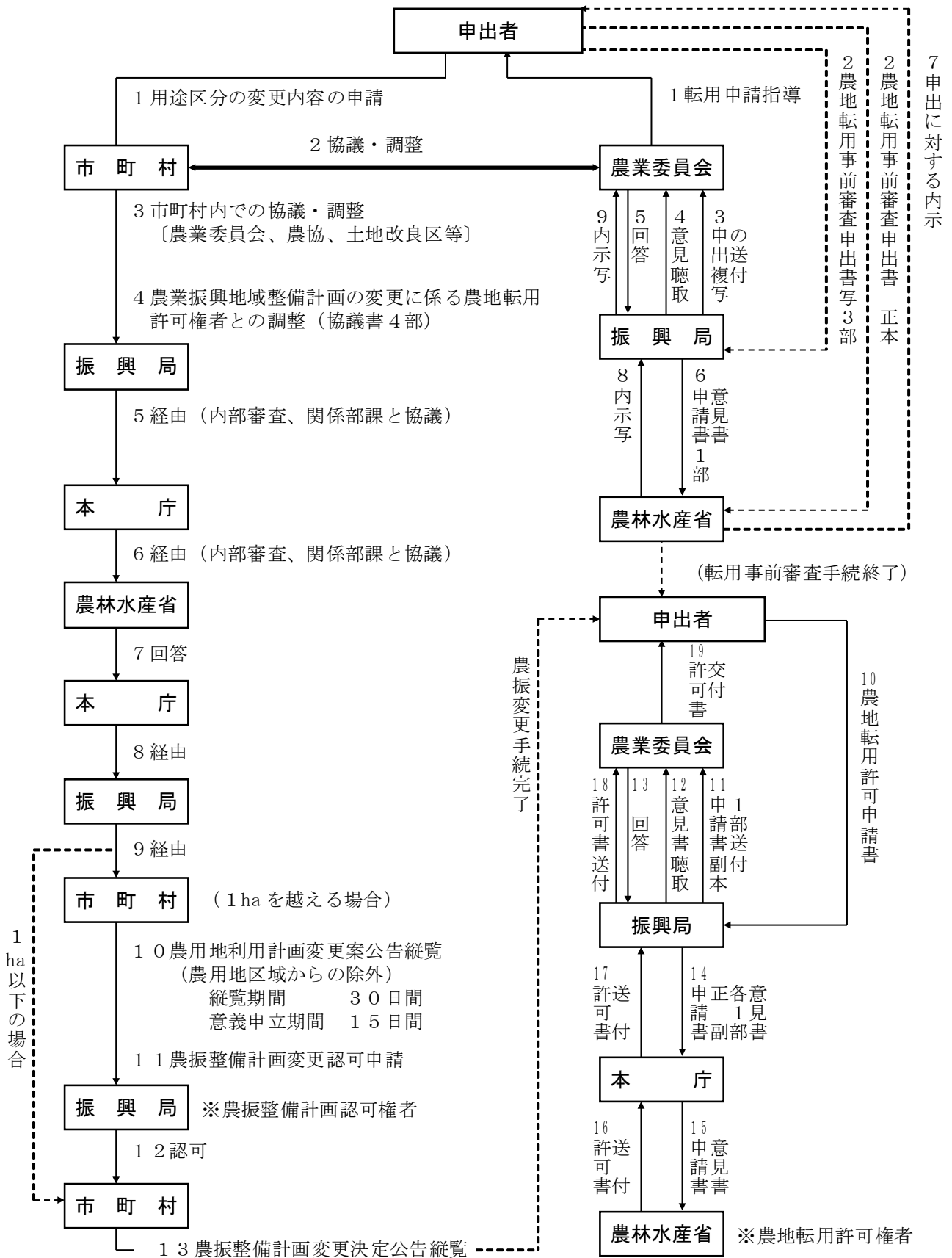
(農地法転用許可手続)



No. 4 〔農用地区域用途区分変更・大臣許可案件〕

（農振法農用地区域用途区分変更手続）

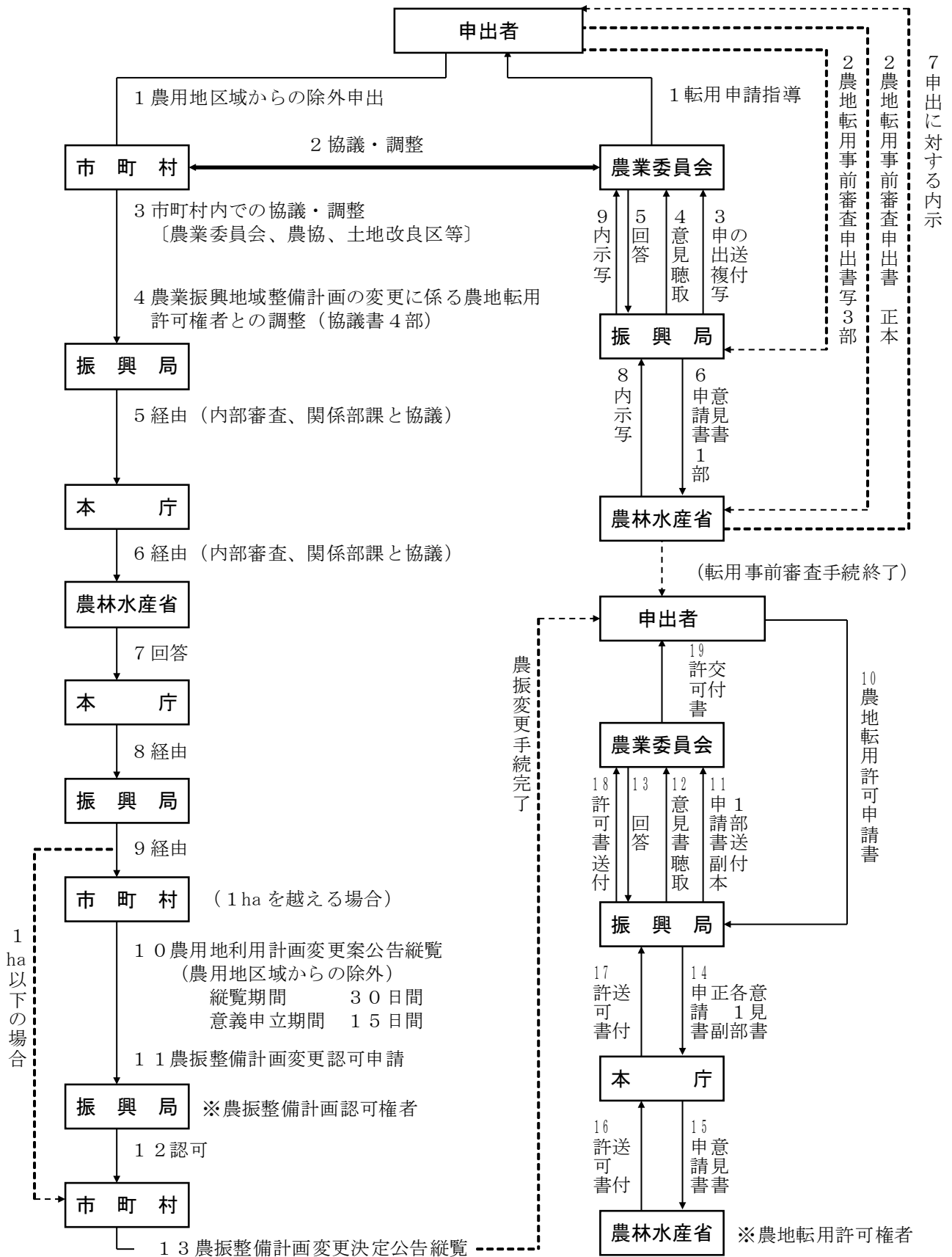
（農地法転用許可手続）



No. 5 〔農用地区域除外・大臣許可案件〕

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

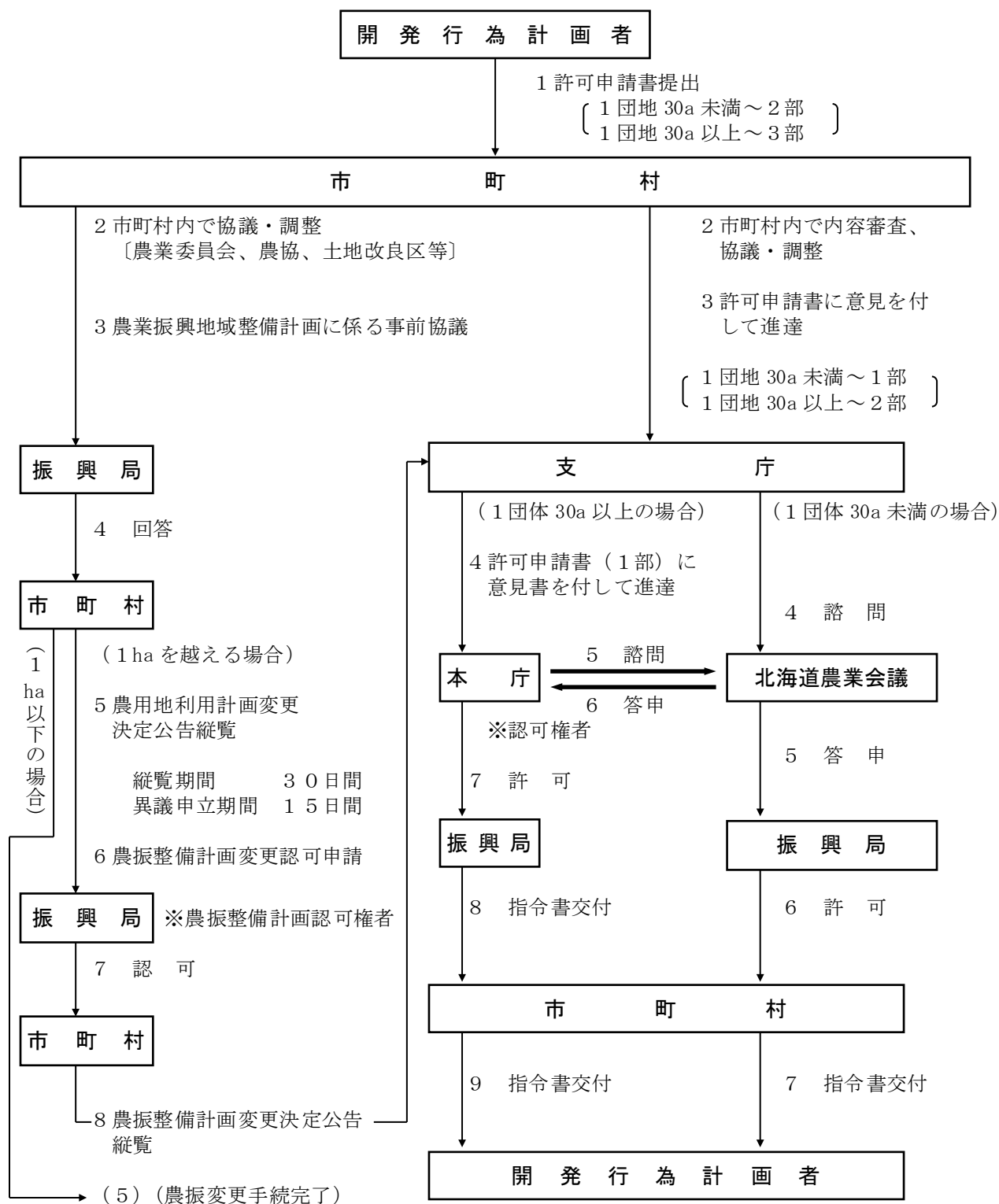
(農地法転用許可手続)



No.6 〔農用地区域用途区分変更・開発許可案件〕

（農振法農用地区域用途区分変更手続）

（農振法開発行為）
～法第15条の2～



大規模開発に関する埋蔵文化財等の規制について

根室市教育委員会
社会教育課

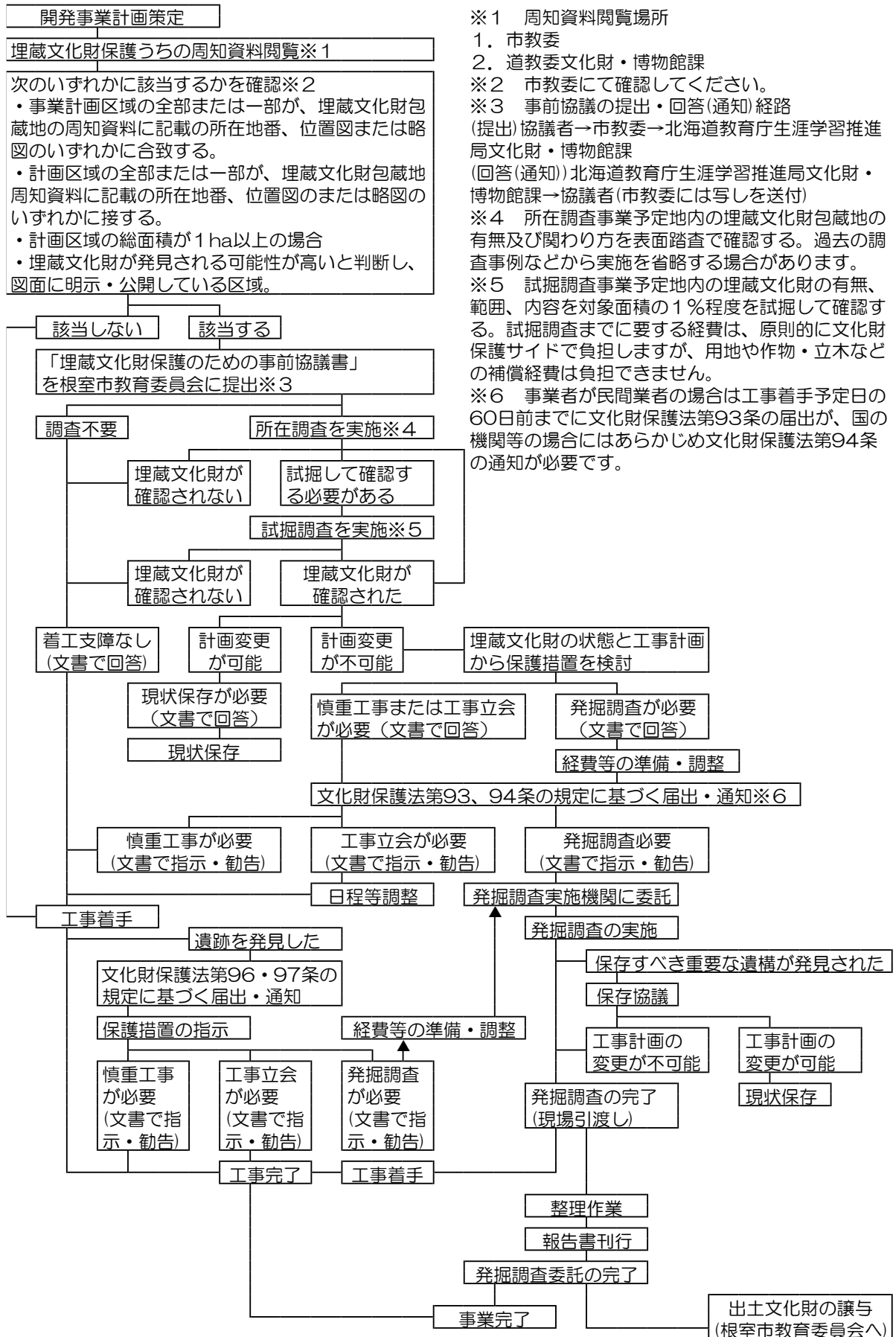
開発行為等規則関係事項一覧

対象物	箇所	関係法令	内 容	備 考
埋蔵文化財	308	文化財保護法第6章 埋蔵文化財 92条～108条	土地に埋蔵されている文化財について、調査・土木工事届出及び指示に関する法律	文化財マップ 参 照
国指定史跡	25	文化財保護法 第6章・第7章 埋蔵文化財 92条～108条 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参 照 (西月ヶ丘遺跡、根室半島チャン跡群)
国指定特別天然記念物	1	文化財保護法第7章 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参 照 (タンチョウ)
国指定天然記念物	11	文化財保護法第7章 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参 照 (落石岬のサカイツツジ自生地、オジロワシほか)
国指定登録有形文化財	4	文化財保護法 第3章第2節 登録有形文化財 57条～69条	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	文化財マップ 参 照 (明治公園サイロ3基、根室国後間海底電信線陸揚施設)

※ 希少動植物については、種の保存法に基づき保護対策が設けられている。

※ その他、学術的に貴重な動植物群の存在が確認されれば、保護指導をすることもある。

土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ



※1 周知資料閲覧場所

1. 市教委
2. 道教委文化財・博物館課

※2 市教委にて確認してください。

※3 事前協議の提出・回答(通知)経路
(提出)協議者→市教委→北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

(回答(通知))北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課→協議者(市教委には写しを送付)

※4 所在調査事業予定地内の埋蔵文化財包蔵地の有無及び関わり方を表面踏査で確認する。過去の調査事例などから実施を省略する場合があります。

※5 試掘調査事業予定地内の埋蔵文化財の有無、範囲、内容を対象面積の1%程度を試掘して確認する。試掘調査までに要する経費は、原則的に文化財保護サイドで負担しますが、用地や作物・立木などの補償経費は負担できません。

※6 事業者が民間業者の場合は工事着手予定日の60日前までに文化財保護法第93条の届出が、国の機関等の場合にはあらかじめ文化財保護法第94条の通知が必要です。

風 力 発 電 に 係 る 注 意 点

根室市建設水道部建築住宅課
建築指導担当

■ 計画段階で注意すること

- ① 風力・風向調査のための鉄柱を設置する場合においても、高さ 15mを超えるものは、確認申請が必要となる。
- ② 風力発電装置自体は、羽根も含めて設置予定の敷地内に収まっているか。（民法上の問題に発展する恐れの回避）
- ③ 風力発電装置を設置することで、電波障害を与える恐れがないか。
確認申請添付書類として、高さ 10mを超える場合に関して、テレビジョン受信障害予測調査及び住民説明実施報告書あるいは誓約書の提出を要する。（テレビジョン受信障害防止対策に関する指導要綱）
- ④ 附属施設（機械室等）で人が点検に入るスペースが存在する場合には、建築物（工作物ではなく）として扱われることがある。
- ⑤ 地表又は海面から 60m以上の高さのものは航空法の適用を受けることで、航空障害灯の設置等が必要となる。

※建設実施前に、建築基準法により規制される工作物であるか、規制除外工作物で確認申請を要さない工作物であるか事前に確認すること。

問合せ先：北海道根室振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（TEL 0153-23-6832）

■ 確認申請書の提出

工事の着工前に申請し、確認済証の交付を受けなければなりません。
高さ 15mを超えるものが申請対象。種別：一般工作物（鉄柱、その他類似のもの）
提出先は、受付窓口である根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当に提出願います。

■ 確認申請書に添付する書類

- ・ 確認申請書 一般工作物用 正本・副本の 2 部
- ・ 手数料
- ・ 高さ 10mを超える場合
テレビジョン受信障害予測調査及び住民説明実施報告書あるいは誓約書
- ・ 図面等

図書の種類	明示すべき事項
付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
配 地 図	縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置
平面図又は横断面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法
構造詳細図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法
構造計算書	応力算定及び断面算定

■ 完了検査申請書の提出

工事が完了したときは、検査を申請しなければなりません。
提出先は、受付窓口である根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当に提出願います。

■ 完了検査申請書に添付する書類

- ・ 完了検査申請書 1 部
- ・ 手数料を貼付した用紙

国住指第4547号

平成26年3月18日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして
国土交通大臣が指定する工作物を定める件の一部を改正する件の施行について
(技術的助言)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第138条第1項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件(平成23年国土交通省告示第1002号)により国土交通大臣が指定した工作物については、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外しているところである。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、同告示を改正し、「風力発電設備(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物であるものに限る。)」を指定することとし、平成26年4月1日に公布・施行するのでお知らせする。

本改正に係る風力発電設備の取扱いについて、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められたい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 法が準用される工作物からの風力発電設備の除外について

他の法令の規定により法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物は、法の規制の対象となる工作物から除かれる(令第138条第1項)。

今回新たに電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である風力発電設備を指定する。

この際、風力発電設備のうち平成26年4月1日時点で確認審査又は完了検査（以下「確認審査等」という。）の途中のものについては、確認審査等の途中で建築基準法上及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外されることとなる。このため、既に申請を受理したもの及び今後申請されるもので確認審査等の期間を勘案して平成26年3月31日までに確認審査等を終えることができるものについては、確認審査等を速やかに実施されたい。また、今後申請されるもので確認審査等の期間を勘案して平成26年3月31日までに確認審査等を終えることができないものについては、建築主に本改正について説明するとともに、電気事業法における手続きを適正に実施する必要がある旨説明されたい。

なお、電気事業法における手続きについては、別紙のとおり経済産業省より通知されているため参考とされたい。

第2 風力発電設備が電気工作物でなくなった場合の取扱いについて

電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物である風力発電設備は、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置するものであるため、電気事業法第9条第1項に定める電気工作物等の変更の届出による廃止届出又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第5条に定める発電所の出力変更若しくは廃止報告が出された場合等には電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物に該当しないものとなる。この場合、建築基準法上及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物となるため、注意されたい。

経済産業省では別紙のとおり、風力発電設備の廃止時に安全性の確保に問題があると考えられる場合は設備を除却するよう要請することとしているが、建築担当部局においても、除却されない場合で保安上危険な場合等には、当該設備の状況に応じて法第10条に基づく勧告・命令等所要の対応を図られたい。

また、同省では、別紙のとおり風力発電設備の設置者に設計図書等の維持保存を求める旨通知されているため、上記対応の際には必要に応じ設置者に設計図書等の提出等を求めることも考えられる。

発電用風力設備の風車を支持する工作物に係る建築基準法及び電気事業法から
電気事業法への審査一本化に伴う手続き等について

平成26年3月18日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
電 力 安 全 課

1. 目的

発電用風力設備のうち、高さが15メートルを超える風車を支持する工作物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）のそれぞれにおいて安全規制が課されていたが、平成24年4月3日付けで閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を踏まえ、平成26年4月1日付けで、建築基準法令と同等の規制が課されることを前提に、建築基準法の規制対象から除外し、電気事業法での安全規制に一本化するとともに、同日付けで発電用風力設備の技術基準の解釈を改正し建築基準法の安全規制を取り込むなど、所要の改正等を行う予定である。

各設置者におかれては、平成26年4月1日以降、風車を支持する工作物に係る電気事業法令での手続き等が適正に行われるよう、以下の事項に留意されたい。

2. 具体的な手続き等について

（1）電気事業法第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づく技術基準への適合

設置する電気工作物は「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」に適合すること。また、建築基準法令の技術的内容を取り込んで改正する（平成26年4月1日付けで改正を予定）「発電用風力設備の技術基準の解釈について」と同等の水準を確保すること。

（2）電気事業法第48条第1項の規定に基づく工事計画届出

出力500キロワット以上の風力発電所の設置又は変更の工事に係る工事計画届出書の添付書類のうち、支持物の構造図及び強度計算書については、従前の建築基準法令の規定に基づく指定性能評価機関による性能評価用提出図書と同等の内容とすること。

（3）電気事業法第48条第5項の規定に基づく審査期間の延長の取り扱い

当該設備が審査に専門家の意見を聴く必要がある特殊な設備である等の場合、各産業保安監督部（支部、監督署、監督事務所を含む。以下同じ。）が工事計画届出を受理した後、電気事業法第48条第5項の規定に基づき、理由を付した上で審査期間を延長することがある。また、延長後においても、同様に審査期間を再度延長することがある。さらに、届け出られた書類に不備があった場合等によっては、延長期間の起算日に条件を付すことがある。

したがって、工事計画の届出に当たっては、上記を念頭に置いた上で、計画に余裕を持って届出を行うことが望ましい。

(4) 電気事業法第51条第1項及び第2項の規定に基づく使用前自主検査

使用前自主検査の実施に当たっては、電気事業法施行規則第73条の4の規定に基づき実施すること。また、「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」を踏まえた上で、建築基準法令の規定に基づき行われていた建築主事等による完了検査と同等の内容とすること。特に、外観検査に当たっては、配筋、ミルシート、部材の接合部、杭の施工報告書について、工事の計画に従って行われたものであることを確認すること。

(5) 平成26年4月1日時点で建築基準法令に基づく各手続が途中段階にあるものの扱いについて

平成26年4月1日時点で建築基準法令に基づく各手続が途中段階にあるものについては、同日付で発電用風力設備が建築基準法及びこれに基づく命令の規定により規制される工作物から除外される予定であるため、上記(1)から(4)を踏まえた電気事業法に基づく必要な手続き等を行うこと。

(6) 発電用風力設備の廃止時の除却

発電用風力設備を廃止する際に、安全性の確保に問題があると考えられる場合は、当該設備を除却するよう要請する。なお、当該設備を廃止し、除却しない場合は、建築基準法令に基づく規制が適用されることとなる。

(7) 設計図書等の維持保存

設備の設計図書等は、設備の長期的な健全性維持や、設備廃止後の健全性の再評価を行うために重要な基礎情報であることから、風車メーカーと協力しつつ、当該設備の設計図書等を、その運用期間中、確実に維持・保存することが望ましい。また、設置者が変更された場合には、当該情報を遺漏なく引き継ぐこと。

大規模開発に関する環境保全等の規制について

根室市市民生活部市民環境課
境衛生担当

1. 公的な法制限

(1) 騒音規制法

根室市では騒音規制法に基づく指定地域を設定しています（昭和48年3月10日）。この指定地域内では、騒音に係る環境基準及び特定工場等から発生する騒音の規制基準が設定されています。

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、行政上の目標として設定しています。

規制基準は、特定工場等から発生する騒音、建設工事に伴って発生する騒音、自動車騒音に係る許容限度等が定められており、個別的な対応となります。

風力発電施設に関しては、法律に定める騒音発生施設に該当しないことから規制基準の適用を受けないため、風車より発生する音については環境基準を守るよう指導することとなります。

騒音指定地域内でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出が必要となります。

(2) 振動規制法

基本的には騒音規制法と考え方は一緒です。風力発電施設に関しては振動の発生は少ないことから問題はないと考えます。

ただし、振動指定地域内でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出が必要となります。

※騒音・振動の指定地域につきましては、北海道が運営する「騒音・振動・悪臭規制地域マップ（騒音・振動・悪臭に係る規制地域図データシステム）」をご覧ください。

騒音・振動・悪臭規制地域マップ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146090.html>

(3) 北海道公害防止条例・根室市公害防止条例

北海道公害防止条例では指定地域以外での騒音・振動発生施設を有する場合には届出の対象となります。また、根室市公害防止条例では根室市全域に設置する騒音又は振動発生施設について届出の対象となります。

しかし、風力発電施設に関しては北海道公害防止条例及び根室市公害防止条例においては届出の対象施設とはなっていません。

ただし、指定地域以外の地域でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、北海道公害防止条例に基づく特定建設作業実施届出が必要となります。

風力発電施設設置に係る公的な法制限

法 規	内 容
騒音規制法	・騒音指定地域の指定あり。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。ただし、風車より出る騒音については環境基準を守るよう指導する。 ・特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
振動規制法	・振動指定地域の指定あり。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。 ・特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
北海道公害防止条例	・騒音指定地域、振動指定地域以外の地域の騒音・振動発生施設及び特定建設作業について届出が必要。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。 ・特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
根室市公害防止条例	・根室市全域の騒音・振動発生施設について届出が必要。 ・届出対象外施設である。 ・施設設置にあたり規制される基準はない。

騒音に係る環境基準

地域の 類 型	地 域 の 状 況	基準値（等価騒音レベル）	
		昼 間	夜 間
AA	特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（注）時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（備考）車線とは、一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

（道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値）

基準値（等価騒音レベル）	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

※騒音に係る環境基準当てはめ地域等（平成 11 年 4 月 1 日 道告示第 532 号）

1 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル以下	50デシベル以下

2-イ 道路に面する地域

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 （6～22時）	夜間 （22～6時）
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65デシベル 以下	60デシベル 以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

2-ロ 道路に面する地域（幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値）

昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）にすることができる。	

（注）1 基準値は等価騒音レベル（LAeq）

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。

5 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等

6 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

特 定 建 設 作 業 に 係 る 届 出 一 覧

騒音規制法				振動規制法		北海道公害防止条例	
【届出対象】騒音規制指定地域内で下記特定建設作業を行う場合 【対 象 外】作業が1日で終わる場合				【届出対象】振動規制指定地域内で下記特定建設作業を行う場合 【対 象 外】作業が1日で終わる場合		【届出対象】騒音規制指定地域外で下記特定建設作業を行う場合 【対 象 外】作業が1日で終わる場合	
【特定建設作業の種類】 1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50メートルを超えない作業に限る） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものにおいて、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限り）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限り）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限り）を使用する作業				【特定建設作業の種類】 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50メートルを超えない作業に限る） 4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50メートルを超えない作業に限る）		【特定建設作業の種類】 1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50メートルを超えない作業に限る） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	
【届出方法】 ・作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 ・災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。				【届出方法】 ・作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 ・災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。		【届出方法】 ・作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 ・災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。	
【騒音・振動の規制基準】							
区分	基準値	作 業 時 間		1日当たりの作業時間		作 業 期 間	
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1・2号区域	
騒音規制法	8 5 db	午後7時から午前7時までの間に行わないこと	午後10時から午前6時までの間に行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）	
振動規制法	7 5 db						
※第1号区域とは指定地域のうち第1種区域と第2種区域（振動にあっては第1種区域）の全域及び第3種区域と第4種区域（振動にあっては第2種区域）のうち、次の施設の敷地の周囲80mの区域内 ①学校教育法に規定する学校、②保育所、③病院・診療所等、④図書館、⑤特別養護老人ホーム ※第2号区域とは指定地域のうち上記以外の区域							